

(公財) 酒田市スポーツ協会
競技力向上対策事業助成実施要項

令和 3 年 11 月制定

令和 4 年 4 月改定

令和 5 年 12 月改定

公益財団法人 酒田市スポーツ協会

酒田市スポーツ協会競技力向上対策事業助成実施要項

1 事業目的

全国や世界で活躍する、市民に夢と感動を与える「酒田ゆかりのチーム、選手」の輩出を目指して、各種目別競技団体が主体となり、スポーツの普及（愛好者育成）から選手の育成・強化までの一貫した指導体制を充実させ、本市スポーツ競技水準の向上を図ることを目的とする。

2 概 要

当協会加盟競技団体が計画、実施するチーム及び選手育成・強化事業経費を助成する。

3 助成対象事業（詳細は別表参照）

毎年4月1日から翌年3月31日の間で、以下の事業を実施するものとする。

- (1) 種目育成強化事業
- (2) チーム・選手育成事業
- (3) チーム・選手強化事業
- (4) トップアスリート支援事業

4 実施期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで（長期計画の場合は評価の時期を最長3年とするが、3年を超える場合はその理由を記入する）

5 助成経費（対象内・対象外）

助成対象事業（1）～（4）の経費は以下の表を参考にする。また、助成対象事業（3）の経費については、個別のヒアリングで決定する。

◎対象内経費	
種目育成強化費	スポーツの振興・普及を図り将来の強化目標を目指す。（均等割・人数割）
諸謝金	<ul style="list-style-type: none">・指導者謝金、講師謝金 <p>※上限（市内含む庄内管内）10,000円、（県内）20,000円、（東北）30,000円、 （中央）100,000円（宿泊費、交通費は別途）</p>
旅費（交通費）	<ul style="list-style-type: none">・実費・原則として公共交通機関を利用すること。・やむを得ず自家用車を利用する場合は、車賃は、1km当たり20円に走行距離を乗じた金額を支給する。なお、自家用車の同乗者には支給しない。
旅費（※宿泊費）	<ul style="list-style-type: none">・実費 ※上限額10,000円
消耗品費	<ul style="list-style-type: none">・短期で消耗するもの
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none">・練習会、合宿開催案内、紙代・コピー代等
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none">・切手代等
賃借料	<ul style="list-style-type: none">・練習会場借上げ料、バス借上げ料（運転手・燃料費込）

保険料	・指導者スポーツ傷害保険料
事務経費	・助成額の10%以内を本事業全体に係る事務局費（事務局人件費等）として認める。
◎対象外経費	
・貴競技団体の運営費に係る経費 ・大会に係る経費（交通費・宿泊費） ・選手、関係者等の食糧費及び事業主体及び選手の財産取得になる物品 ・個人に帰属するものの費用（選手のスポーツ傷害保険料等） ・他の事業との重複事業経費	

6 本申請について

別紙計画書を毎年3月15日までに酒田市スポーツ協会へ提出すること。

7 事業申請から助成額の決定まで

<次年度予定計画>

(1) 次年度計画内容について、加盟競技団体には従前の実績額を参考に計画書の提出を通知、併せて必要と認められた場合はヒアリングを行う。(前年8月)

計画書様式第1号、2号、3号（記載例を参照）

(2) 強化専門委員会による各団体事業内容を精査し、常務理事会の承認後に助成限度額（見込み）を競技団体へ内示する。(前年2月末) ······ 計画書様式第4号

<当該年度申請>

(3) 内示された助成額をもとに競技団体は本申請を行う。(前年3月)

【本申請書様式第1号・本申請書 収支予算(決算)書 様式第2号】

【別紙様式(1)、(1)-2、(2)、(2)-2、(3)】

(4) 全体予算の確定を受け、本会理事会で助成額を決定して通知する。(4月)

【事業助成金交付決定通知書】

(5) なお、事業計画の変更が必要と認められる場合は、次の手順とする。

① 変更事業計画書の提出時に併せてヒアリングを行う。 【変更承認申請書様式第7号】

② 強化専門委員会による事業内容を精査し、常務理事会の承認後に助成限度額（見込み）を競技団体へ内示する。 【事業の内容・助成金変更承認通知書】

③ 内示された助成額をもとに競技団体は本申請を行い、予算の範囲内で助成額を決定する。

8 助成金の支払い

提出された申請書に基づき、前期（5月）、後期（10月）の2回払いを原則とする。

【事業助成金交付決定通知書】に基づき

9 報告・精算について

- (1) 事業終了後 2 週間以内、または翌年度の 4 月 10 日まで、所定の報告書と共に、①各実施事業の開催要項②参加者名簿または状況写真③各領収書のコピー、各事業の概要・参加者が把握できる資料を添えてスポーツ協会へ提出すること。 **【本申請書様式第 2 号～5 号】**
- (2) 未実施事業や助成対象外がある場合は、助成金を返還すること。

10 事業申請にあたっての条件等

- (1) 本事業においては、「酒田ゆかりのチーム、選手」の輩出を最終目標に位置づけ、そのため主に中学生、高校生段階における活躍を育成目標とし、「普及・育成・強化」と一貫した指導育成体制の構築を加盟競技団体の縦横的な協力体制のもとに目指すとともに、高校卒業後も、希望者がシニア選手等として活動が継続できるよう中・長期的な取組みとなるよう配慮すること。
- また、法令遵守の観点からも、実施事業については、一部の関係者だけが対象とされることのないように注意し、加盟団体関係者に周知し、受益の機会を公開すること。
- (2) 一競技団体の助成限度額は概ね 1,000 千円以内とする。
- (3) 助成限度額の内示後から事業実績報告書（完了）までの書類は、
【本申請書様式第 1 号から本申請書様式第 6 号】までとする。

11 事業計画及び予算について

別紙 （計画書様式 1 号） のとおり

12 選手育成・強化事業対象者名簿（計画書申請時は概数で可）

別紙 （計画書様式 3 号） のとおり

本事業においては、「酒田ゆかりのチーム、選手」の輩出を最終目標に位置づけ、そのため主に中学生、高校生段階における活躍を育成目標とし、「普及・育成・強化」と一貫した指導育成体制の構築を加盟競技団体の縦横的な協力体制のもとに目指すとともに、高校卒業後も、希望者がシニア選手等として活動が継続できるよう中・長期的な取組みとなるよう配慮すること。

また、法令遵守の観点からも、実施事業については、一部の関係者だけが対象とされることのないように注意し、加盟団体関係者に周知し、受益の機会を公開すること。

酒田市スポーツ協会 競技力向上対策事業助成対象事業について (別紙)

申請事業区分	概要	対象	事業内容例	助成額(円)	助成対象経費	留意点等
(1) 種目育成強化	競技団体の育成強化等活動を支援する	競技団体所属の選手（一般から中学生）	競技団体の育成強化等実施 (2)・(3)以外	団体 7,000 登録人員 85	同 左	2月（本申請時）までに団体の概要が確認できる資料等を提出すること
(2) チーム・選手育成	競技力の段階的な成果目標を設定し、県内上位ランクを目指した育成活動に支援する	競技団体所属の加盟チーム・選手（主に中学生～高校生）	・合同練習会 ・合同合宿 ・トップコーチの招聘（技術・フィジカル・メンタル・栄養士等）	予算枠を勘案して、過年度平均強化費を参照により上限額を決定	指導者謝金、消耗品費、会場費、通信運搬費 ※市内での合宿等の旅費（交通費宿泊費）は対象外	・成果目標として後年度に県内上位ランク入りを目指すことを明示すること。
(3) チーム・選手強化	<u>指定チーム・選手を絞り込み、東北・全国トップを目指した強化活動に対して支援する</u>	競技団体で指定した（選抜）チーム・選手（主に中学生～高校生）	指定（選抜）チーム・選手の定期的な強化練習 ・強豪チーム招聘練習会 ・遠征合宿 ・通い合宿 ・トップコーチの招聘（技術・フィジカル・メンタル・栄養士等）	同 上	指導者謝金、消耗品費、会場費、通信運搬費、旅費（交通費・宿泊費）、トップコーチ招聘 強豪チーム招聘経費	・指定チーム・選手選考基準を明示すること。 ・旅費については概ね 50%を限度とする。 ・後年度に東北・全国トップを目指すことを明示すること。
(4) トップアスリート支援	オリ・パラをはじめ、世界で活躍する選手輩出を目指したトップ選手が行う強化活動に対して支援する	日本代表及び代表候補・強化指定選手（年代別含む）	・国内・海外等遠征合宿 ・コーチ・トレーナーの配置・コンディショニングケア	対象選手への協議を基に予算枠を勘案して決定	国内・海外等遠征合宿経費、コーチ・トレーナー等配置経費・コンディショニングケア・メディカルチェックなど	・個別協議を実施 ・酒田ゆかりのトップアスリートで日本代表（候補）として取組む強化活動の内、所属団体や中央競技団体、また、他の機関・団体からの支援が受けられない活動に対するものであること